

第7章 活用

第1節 課題

史跡佐伯城跡は常時開放しており、来訪者の立ち入りを制限している場所以外は自由に見学できる。来訪の目的は佐伯城跡及び佐伯市歴史資料館の見学、自然観察、散歩等、来訪者によって様々である。佐伯城跡に関する情報発信に加え、学校教育・生涯学習や各種イベント等でも活用されている。以下に活用における現状と課題を整理する。また、見学上の注意を要する箇所も併せて図7-1に整理する。

表7-1 活用の現状と課題

種別	現状	課題
史跡の公開状況	史跡の本質的価値の理解に資する積極的な活用が不十分である。	来訪者の史跡への理解を促進する現地での遺構解説や見学路の設定が必要である。
	既存の散策路が複数設定されているが、見学順路は定まっていない。	立入制限や注意喚起による来訪者の安全を考慮した誘導が必要である。
	史跡指定範囲は常時公開されており、自由に入城することができる。	防犯対策が必要である。
	登山道付近の危険木について網羅的な把握ができていない。	来訪者の安全確保の目的も踏まえた植生調査が必要である。
	緊急時の対応や避難経路が設定できていない。	常時、非常時の防災対策について検討する防災計画が必要である。
	水飲み場や休憩施設等の見学時の負担を軽減する施設に対する要望がある。	水分補給や涼むことのできる場所等の整備を検討する必要がある。
	佐伯市教育委員会社会教育課文化財係が令和7年(2025)5月25日に三の丸確認調査の現地説明会を実施した。	調査の最新成果を周知する機会が必要である。
	佐伯城跡石垣清掃ボランティアを毎年春と秋の年2回実施している。最多参加者数は約280名に上る。	今後も遺構の保存と史跡の景観保全を市民と協力して行う機会が必要である。
生涯学習 学校教育	佐伯市歴史資料館が実施する歴史教室や子ども学芸員養成事業において現地見学会を開催している。	学校教育及び生涯学習の機会を創出し、佐伯城跡の様々な価値に詳しい人材を育成する必要がある。
	令和6年度(2024)に佐伯小学校の小学6年生を対象とした調べ学習の授業で佐伯城跡に関するパンフレット・動画制作を実施した。	

種別	現状	課題
情報発信	佐伯城跡の構造解説や登山案内用のパンフレットを作成し、佐伯市歴史資料館での配布及び佐伯市ホームページでの公開を行っているが、用語等が統一されていない。	公開している佐伯城跡に関する情報の統一化及び最新の調査成果に基づく内容の更新が必要である。
	佐伯市歴史資料館にて佐伯城跡に関する常設・企画展示を実施しており、史跡佐伯城跡のガイダンス機能を担っている。	
周辺連携	佐伯市歴史資料館の駐車場で佐伯城下町の散策マップのサインを設置している。	佐伯城下町に点在する関連要素や佐伯歴史資料館と合わせて佐伯藩の歴史を学べる措置が必要である。
	佐伯市城下町観光交流館で御城印が販売、続日本100名城のスタンプが設置されている。	周辺の公共施設でも史跡佐伯城跡の価値や魅力を周知する必要がある。
観光活用	令和7年度（2025）に佐伯市教育委員会社会教育課生涯学習係主催の青少年を対象にしたウォークラリーが実施された。	多様な目的で城山を訪れた人々にも史跡佐伯城跡の価値に興味を持ってもらう機会とする必要がある。
	城山の夜間の自然散策を目的とした城山ナイトハイクが民間団体により毎月2回開催されている。	
	城山がルートに含まれた「自転車でめぐる城下町佐伯コース」を設定している。	
避難地	津波避難地に指定されている。	津波避難地としての機能の充実に加え、近世の津波対策について知る機会を創出する必要がある。

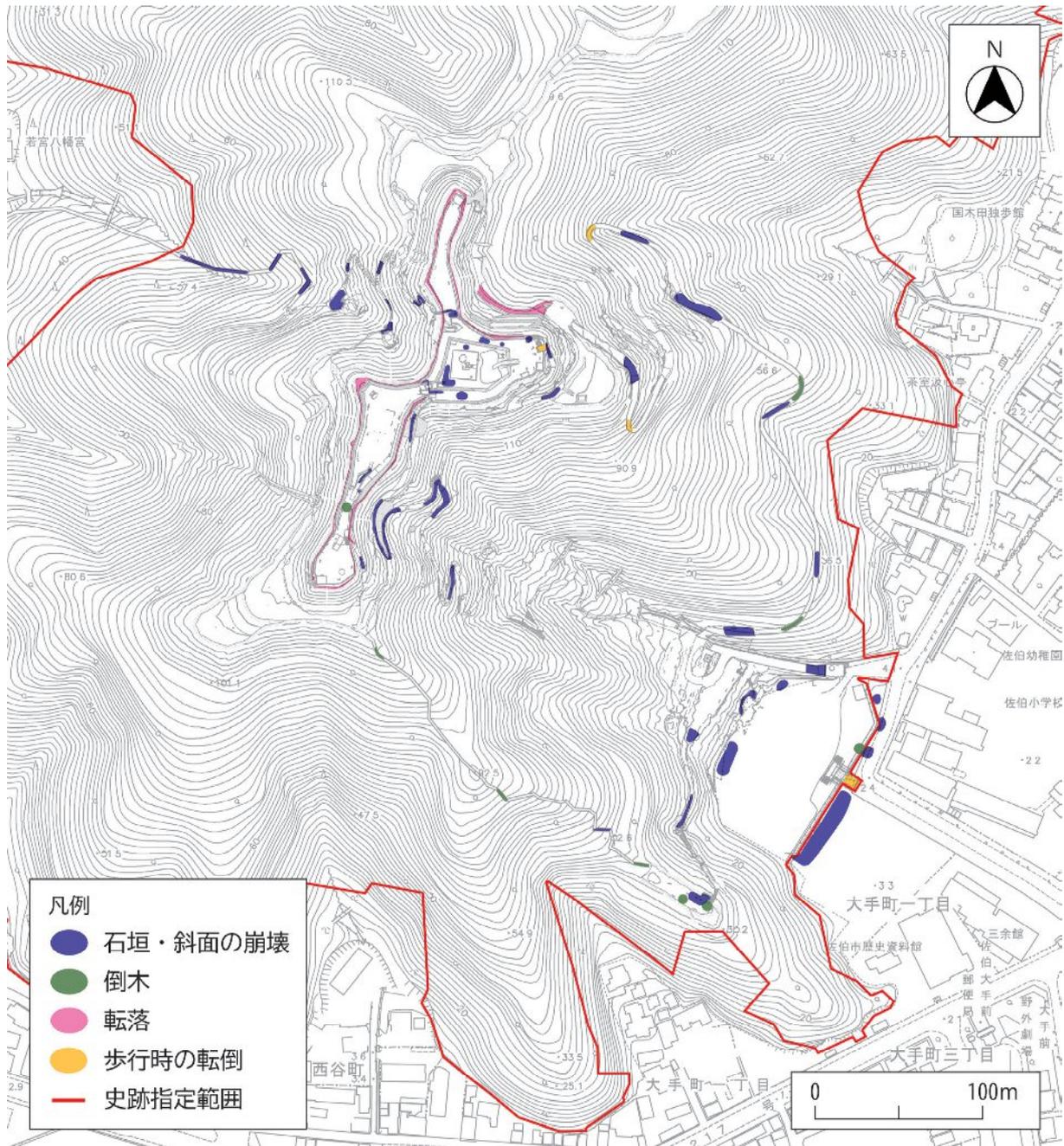


図7-1 見学上の注意を要する箇所

第2節 方向性

史跡佐伯城跡の本質的価値に基づく活用を行う。史跡指定範囲内や佐伯市歴史資料館での解説の充実に加え、学校教育や生涯学習との連携により、史跡の価値の周知を強化する。調査や整備等を実施する際は積極的な情報発信を行う。情報は世代、使用言語、現地への来訪の有無によらず、誰にとっても分かりやすい方法で周知し、理解の促進を図る。また、見学上の注意を要する箇所の把握及び周知により、来訪者の安全を確保する。

さらに、佐伯城下町まで含めた周遊や周辺施設や各種イベントとの連携により、佐伯藩の歴史ある地域の魅力を発信していく。

第3節 方法

3-1 史跡の本質的価値の周知

史跡指定範囲内では、解説サインや名称サインによる説明や案内サイン、視点場の設定による誘導を行い、来訪者に史跡佐伯城跡の価値を周知する。三の丸では、令和6年度（2024）から令和7年度（2025）に実施した確認調査の成果を踏まえ、御殿遺構や庭園跡の表示、解説を行う。また、パンフレットやルートマップ等の配布や佐伯市ホームページ、佐伯市歴史資料館の常設・企画展示での情報公開の取組を継続する。なお、公開している



パンフレット『国指定史跡佐伯城跡』

史跡佐伯城跡に関する情報は、最新の調査成果の反映と統一した名称を用いた解説等により、さらに精度を高める。

各種サインやパンフレット等の内容は平易な表現や多言語対応を検討し、ユニバーサルデザインを採用する。また、山頂の曲輪群を見学するには20分程度の登山が必要であるため、デジタルアーカイブや仮想・拡張現実等により来訪が比較的容易な佐伯市歴史資料館やインターネット上でも曲輪形状や山頂・山麓からの景観を体感する機会を提供する。

3-2 学校教育・生涯学習における活用

学校教育に関しては佐伯市教育委員会学校教育課と連携し、佐伯市内の小学校、中学校で史跡佐伯城跡に関して学ぶ授業の定着を目指す。授業は学習段階に応じた内容とし、座学だけでなく史跡佐伯城跡に実際に足を運べる方法でも実施する。さらに、授業で生徒が作成した成果物は学校関係者もしくは保護者の許可を得たうえで、史跡佐伯城跡や佐伯市歴史資料館、佐伯市ホームページ等で公開し、史跡佐伯城跡の情報周知への有効な活用を図る。また、令和6年度（2024）刊行の『佐伯市誌』や、令和7年度（2025）に同書を学校教材用に編集した『さいき学（まな）ブック』において、史跡佐伯城跡や城山の自然を取り上げている。これらの書籍を活用し、学校との連携や学習の推進に努める。

生涯学習に関しては、佐伯市歴史資料館における子ども学芸員養成事業や歴史教室、講演会等での史跡佐伯城跡や佐伯城下町について学習する機会の提供を継続し、史跡への理解促進と現地での解説を行うボランティアガイドの養成に繋げる。石垣清掃ボランティア等の募集を引き続き実施し、市民とともに史跡の価値、景観の保全に取り組む活動を事業化する。また、確認調査や整備を実施する際は見



子ども学芸員養成事業

学ができる機会の提供を図る。さらに、市民サポーターを募り、佐伯市歴史資料館の収蔵資料について整理を進め、目録を公開する。

3-3 周辺連携・観光活用

佐伯城下町を含めた周遊ができるように、関係課及び周辺施設との連携のうえ、一体的な景観の維持と見学路の設定、サインやガイドの充実化を図る。また、史跡佐伯城跡の関連歴史文化資源についても、佐伯市歴史資料館や各歴史文化資源での総括的な解説により関連性を説明することで、相互理解が深まるよう取り組む。

史跡佐伯城跡の価値や魅力を活用したレクリエーションやイベント等に加え、遺構及び三の丸櫓門や史跡景観に影響を与えない程度で、佐伯市観光・国際交流課や一般社団法人観光まちづくり佐伯と連携したイベント等を実施し、史跡佐伯城跡への関心が低かった人々の来訪を促す。

3-4 来訪者の安全確保

第6章で整理した石垣の劣化箇所や登山道の路肩や法面付近では、来訪者への危険が及ぶおそれがある。危険箇所の確認及び劣化箇所への保護対策、適切な植生管理のほか、見学上の注意を要する箇所を考慮した見学路の明示と注意喚起サインや安全対策設備により来訪者の安全を確保する。また、立ち入り可能範囲の制限や夜間の防犯灯や防犯カメラ等の設置により防犯対策を実施する。

夏の猛暑対策は、便益施設や緑陰等による日陰の確保や史跡指定範囲周辺への自動販売機の設置、佐伯市歴史資料館や周辺施設との連携した涼み場の確保等を図る。

さらに、史跡佐伯城跡の見学にあたり、土砂災害や水害や地震・津波等の自然災害による被害が想定される。よって、庁内の関係課と連携し、城山からの避難経路及び見学者に応急処置が必要となった場合の対応や緊急車両用の経路の確保等を含めた防災計画を策定する。佐伯城下町を含めた城山周辺の周遊においては、佐伯市防災危機管理課が公開しているハザードマップに基づき避難を促す。また、三の丸は津波避難地として遺構や景観に影響を及ぼさないことを前提とした防災倉庫の設置等により、機能の充実を図る。

第8章 調査

第1節 課題

史跡佐伯城跡を適切に保存・活用していくための方法は、各種調査を実施したうえで検討する必要がある。発掘調査、建造物調査、絵図・文献調査、防災に関する調査、生態系調査について以下に現状と課題を整理する。

表8-1 調査の現状と課題

種別	現状	課題
発掘調査	天守、三の丸御殿・庭園等の遺構や雌池・雄池の排水機能について全容が解明されていない。	遺構の本来の形状や築造年代、用途、近代以降の改変の程度について未解明であるものは実態を確認する必要がある。
	城道や尾上茶屋跡等は近代以降に改変を受けているが、改変の程度は不明確である。	
建造物調査	三の丸櫓門の構造を示す図面が無く、詳細な構造は未解明である。	詳細な構造の把握と記録が必要である。
絵図・文献調査	『佐伯藩史料 温故知新録』の編集・刊行事業を行っており、未調査の記録が残っている。	新事実が解明される可能性があるため、調査の継続と未発見の資料収集に努める必要がある。
	性格や実態、設置年代等が不明確な建造物がある。	建造物の用途及び設置年代を解明する必要がある。
防災に関する調査	雨水が要因と考えられる遺構の洗掘や斜面崩落等が認められる。	洗掘・崩落規模や雨水の流路等を把握する必要がある。
	石垣や斜面崩落、倒木等が懸念される箇所の把握ができていない。	崩落の可能性がある石垣や山体、樹木の状態を把握する必要がある。
	三の丸櫓門の耐震対策は未実施である。	耐震性能を把握する必要がある。
生態系調査	樹木や動物が要因であると考えられる遺構への影響を確認している。	遺構へ悪影響を与えている樹木や動物、被害状況について把握する必要がある。
	城山の植生が把握できていない。	城山の山体や自然環境、希少生物の保全のために、植生の把握が必要である。

第2節 方向性

史跡佐伯城跡の本質的価値のさらなる解明及び適切な保存・活用を図るため、遺構及び遺物の詳細解明のための発掘調査や佐伯城跡の変遷解明のための絵図・文献史料調査を実施する。三の丸櫓門については大分県教育委員会の指導に基づき調査を実施する。

また、史跡の価値及び城山の保全や来訪者の安全を確保するため、防災に関する調査や植生調査の実施により、城山全体の山体や植生の状態及び常時・非常時の想定被害等を把握する。

各種調査については、文化庁、大分県、学識経験者の指導・助言を得ながら実施し、成果の正確性を確認したうえで公開を図る。

第3節 方法

3-1 発掘調査、建造物、絵図・文献史料調査

発掘調査は遺構の残存状況が未確認である範囲から優先的に実施し、遺構及び遺物の有無、年代、構造、用途等に加え、近代以降の整備による改変の程度や遺構への影響を把握する。調査により遺構が確認された場合は、現地説明会や報告書等により公開し、成果を反映させた保存・活用を実施する。



三の丸確認調査箇所における
現地説明会の様子

三の丸櫓門については、詳細な構造把握による適切な保護措置の検討と現時点での記録保存のために、平面・立面の計測図の作成や写真撮影、レーザー計測による3Dモデルの作成等を実施する。

絵図・文献史料の調査に関しては、『佐伯藩史料 温故知新録』の編集・刊行事業を継続して実施する。特に、発掘調査だけでは詳細を十分に解明できなかった遺構や現在考えられている用途とは別の用途の記録が残っている遺構等について、関係資料の収集と調査を実施する。また、未発見・未紹介資料の情報把握及び寄贈・寄託・購入等により当該資料の収集・整理・研究に努める。

3-2 防災に関する調査

城山一体の保護を図るため、山体の包括的な調査を実施する。雨水排水に関しては、遺構及び城山斜面において洗掘や崩落が起きている箇所と規模の把握、雨水の流路や集中箇所の特定を行う。また、石垣や城山斜面における崩落が懸念される箇所と規模の把握、高木や灌木等の倒木に繋がる樹木の把握に努める。

三の丸櫓門は状態を把握するため、耐震診断や部材の劣化箇所等の調査を実施する。

3-3 生態系調査

城山全体の植生調査を行い、山体の保全や城山に生息する野生動物に必要な植生を把握する。また、遺構や来訪者の安全に影響を及ぼしているもしくは懸念がある樹木や動物の把握と管理に努める。

第9章 整備

第1節 課題

史跡佐伯城跡では廃城後、主として公園整備が行われてきた。遺構保存や山体保全を目的とした整備は行き届いていない箇所も多く、公園設備として整備された便益施設等のなかにも機能を失っているものがある。特に、三の丸においては令和4年（2022）に旧佐伯文化会館が解体されて以降、三の丸整備事業の機運が高まっている。以下に整備における現状と課題について、「保存のための整備」と「活用のための整備」に分けて整理する。

1-1 保存のための整備

表9-1 保存のための整備の現状と課題

種別	現状	課題
遺構・ 現存建造物の 保存	程度の大小はあるが、様々な要因による石垣の劣化が確認されている。	劣化状況、要因に応じた必要な保護措置を検討する必要がある。
	本丸外曲輪の側溝跡において溝の底部分が露出している。	雨水の流入による遺構の浸食、踏圧、樹木の生長等による遺構への影響が懸念されるため、遺構への保護措置の検討とともに雨水排水の改善が必要である。
	三の丸の土堀跡において残存部への雨水の流入や樹木の自生が確認されている。	
	雄池、雌池の池内部に土砂が堆積している。	堆積した土砂を取り除く必要がある。
	大手道において石畳の石材に抜けが認められる。	石材の抜けが認められる箇所への保護措置の検討が必要である。
	大手道、城道1～3において斜面崩壊、倒木、洗掘、シカ、イノシシによる掘り返しが生じている。	被害を受けている箇所の定期的な確認や適切な対処が必要である。
	二の丸の二の丸屋形跡において基礎列石が露出している。	踏圧等による遺構への影響が懸念されるため、遺構への保護措置の検討が必要である。
	城道と登山道が重複している箇所がある。	
	捨曲輪Ⅰ、城道1において管理車両の乗り入れがあり、遺構への影響が懸念される。	車両の乗り入れを考慮した保護措置の検討が必要である。
	近代以降に設置された工作物が遺構に影響を及ぼしている可能性がある。	必要性や不要構造物の移設、撤去を検討する必要がある。
	三の丸櫓門は常時くぐることができる。	故意的なき損を受ける懸念があるため、夜間を含めた防犯対策が必要である。
山体の 保全	水路が崩壊している箇所、水路に落差がある箇所では斜面が脆くなっている。	浸食や洗掘を防ぐために排水施設の補填が必要である。
	捨曲輪での杉林の倒木が増加している。	倒木を防ぐための植生管理が必要である。

1-2 活用のための整備

表9-2 活用のための整備の現状と課題

種別	現状	課題
遺構表現	曲輪等の遺構が草本類の繁茂により、覆われている箇所がある。	遺構を顕在化する必要がある。
	城道と登山道が重複している箇所では、遺構であることを周知できていない。	城道が登山道と区別できるような表現を検討する必要がある。
	近代以降の整備等により、本来の形状から改変を受けている箇所がある。	本来の形状を周知する必要がある。
	三の丸の御殿跡（井戸を含む）と庭園跡（池跡、景石、手水鉢を含む）の顕在化ができていない。	旧佐伯文化会館基礎の撤去後、遺構を顕在化する必要がある。
	山頂及び山麓からの眺望や見学路を阻害している樹木がある。	視点場の設定と適切な植生管理が必要である。
サイン施設	現地での各遺構の解説が不足している。	遺構について適切な情報を周知する解説サインが必要である。
	史跡指定名称及び意見具申時に整理した遺構名称と異なる標柱が設置されている。	正しい名称を表示した名称サインが必要である。
	眺望案内板の内容が市外からの来訪者には難しい表示となっている。	全ての来訪者に一定の理解を促せる説明が必要である。
	説明板・名称標柱・注意看板・案内板等が設置されているが、様式や意匠に統一感がない。	理解の促進と史跡景観の形成のため、様式や意匠を統一する必要がある。
	「城山（八幡山）144 m」と表記された標識が設置されているが、当該箇所は144 mではない。	正しい標高を示す、もしくは、移設・撤去を検討する必要がある。
見学路	史跡の本質的価値を理解するために有効な見学路への誘導が不足している。	各種サインによる誘導が必要である。
	山頂の各曲輪の外周や雛壇状石垣の見学可能場所が狭く、転落が懸念される。	見学通路の規制や転落防止策を検討する必要がある。
	樹木根が露出している箇所がある。	
	本丸外曲輪虎口（東）、三の丸櫓門前の石畳は雨天時に表面が滑りやすくなる。	転倒防止策を検討する必要がある。
	登山道において園路としての舗装等が不十分で、洗掘や土砂の堆積により歩きにくい箇所が認められる。	来訪者が安全に散策できるよう、登山道全体の園路整備を行う必要がある。

種別	現状	課題
便 益 ・ 管 理 施 設	橋、階段や安全柵の経年劣化が進んでおり、基礎が傾いている箇所も認められる。	来訪者の安全確保のため、劣化の程度に合わせた補修や更新が必要である。
	既存のベンチやテーブル等の便益施設は一部に破損が認められ、利用者が少なくなっている。	利用状況の確認と必要性の検討のうえで、改修や必要な場所への設置が必要である。
	既存のグレーチングやガードレール等の管理施設のうち史跡の景観になじんでいないものがある。	既存の工作物を含め、史跡の景観に配慮した仕様を採用する必要がある。
	水飲み場やトイレ、休憩施設等の見学時の負担を軽減する施設に対する要望がある。	水分補給や涼むことのできる場所、トイレ等の設置・更新を検討する必要がある。

第2節 方向性

史跡佐伯城跡の本質的価値を確実に保存し、多くの来訪者に佐伯城跡の魅力を伝えることのできる整備を行う。整備を行う際は、必要な調査を実施して調査成果を反映させる。また、城山の植生や動物相の保全とも共存できるように考慮し、市民に愛される歴史公園として整備していく。

山頂の本丸（天守台を除く）、本丸外曲輪、二の丸、西出丸、北出丸の範囲は土地所有者と佐伯市で締結している土地使用貸借契約に従い、工作物等の設置や樹木の伐採においては所有者との協議のうえ整備を行う。

第3節 方法

3-1 保存のための整備

損傷がある遺構は程度や規模によって優先順位をつけ、保存のための整備を行う。石垣の劣化に対しては、補強や復旧、積み直しのほか、悪影響を与えている樹木の伐採を実施する。コンクリート製の橋の荷重による影響がみられる本丸の廊下橋跡では石垣の補強に加え、橋の材の変更を検討する。また、本丸外曲輪、二の丸、西出丸、北出丸の二重櫓台や雌池の石垣上部に関しては、石垣を支える岩盤とともに補強を検討する。雨水の排水不良により浸食を受けている遺構は、埋め戻しを行い、排水方向を遺構に影響を与えないように変更する。雨水の流入により土砂が堆積している雄池、雌池では、浚渫を実施する。来訪者や管理用車両が通行できる箇所では、踏圧や車両の乗り入れに耐え得る量の盛土により、遺構を保護する。また、近代以降に整備された施設により、遺構に影響を受けている可能性がある。関係者との協議のうえ城山には不要と判断されたものに関しては、遺構に影響を与えない方法で移設または撤去する。

故意的なき損の予防としては立入の制限や夜間の防犯灯や防犯カメラの設置を実施する。また、獣害防止柵等により城山に生息する大型動物の移動範囲の制限や他地区からの野生動物の侵入を防ぎ、獣害によるき損の予防も実施する。

さらに、城山の保全を踏まえた整備を実施する。路肩が流失している箇所や水路の崩壊や落差により斜面が脆くなっている箇所においては、流失箇所の復旧と水路の修理を行い、水路の補填や流水方向の変更により落差を減少させる。倒木により遺構や斜面の崩壊が懸念される箇所では、高木や枯木等を整理し伐採や剪定により土壌を維持するための継続的な植生管理を行う。なお、伐採や剪定は生態系への影響をモニタリングしながら段階的に実施する。また、植栽林等の適切な管理のために、遺構や史跡景観及び城山の自然環境に影響を与えない範囲で管理用道路の設置を検討する。

3-2 活用のための整備

史跡の本質的価値を正しく伝えるために、遺構の顕在化を優先的に実施する。現在も見ることができ遺構である石垣や石畳は、定期的な除草や土砂の除去により形状を明瞭にし、近代以降の改変を受けている箇所では復旧や解説サインにより本来の形状を明示する。また、佐伯湾や佐伯城下町からの視点場を設定し、視点場から城郭の一部である石垣が見えるように植生を管理する。城道は現在通れない箇所と近代以降の登城路と重なる箇所があるため、往時の城道がどこにあたるのかが分かるように、舗装や解説・案内サインにより登城路と区別する。佐伯城跡に関する建造物跡は解説サインを設置し、役割や構造を説明する。三の丸の御殿跡は絵図・文献史料と発掘による遺構確認調査に基づき遺構表示を行い、庭園跡は現地に残っている池跡等の顕在化を図る。また、三の丸は佐伯城跡の玄関口として市民の憩いの場となるよう、旧佐伯文化会館の基礎が残る範囲を中心として早期の整備を進め、以降、御殿・庭園跡等について調査成果を反映させた遺構表示等の整備を行っていく。三の丸の早期整備は、今後の史跡佐伯城跡全体の整備との整合がとれるよう検討する。さらに、表示が難しい遺構や来訪が難しい場所における往時の様子等についてはデジタルコンテンツの活用により公開情報の補強を図る。

遺構の説明としては、史跡佐伯城跡の総合的な説明と各曲輪、城道、雄池・雌池、主要な遺構の解説サインを設置する。既設の眺望案内板は板面の内容を修正し、分かりやすい内容となるよう工夫を施す。また、見学路上の分かりやすい場所に正しい名称を示した名称サインと案内サインを設置し、見学を誘導する。見学上の注意を要する箇所については立入の制限や注意喚起サインによる誘導を図り、来訪者の安全を確保する。

山頂の曲輪群の見学に欠かせない登山道は、園路として歩きやすいように舗装等を補修または敷設する。石畳や階段等の雨天時に滑りやすくなる場所については、転倒を防止するための対策を実施する。便益施設において既存のものについては劣化箇所の補修もしくは交換・更新を行い、来訪者の利用しやすい場所への必要な個数の設置を検討する。橋や階段については劣化の状態に応じて補修や更新を行い、来訪者の安全を確保する。関係者との協議のうえ、その他の工作物で公園としての活用に不要となったものは、随時移設や撤去を進めていく。

なお、各種サイン及び便益・管理施設については、史跡の景観に配慮した様式や意匠に統一する。